

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を
改正する省令案等」に対する意見公募の実施結果について

令和 8 年 3 月 1 8 日
経済産業省
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する
省令案等」の制定に向け、以下のとおり、パブリックコメントを実施いたしました。御意
見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。ありがとうございました。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和 8 年 2 月 6 日（金）～令和 8 年 3 月 9 日（月）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送及び電子メール

2. 提出意見数

2 1 件

※意見提出者の数を示しておりますが、別紙では、回答の分かりやすさの観点から意
見を整理して示しているため、数字は一致しません。

※なお、個別の案件に関する御意見や本件意見募集とは直接関係のない御意見に対し
て、考え方は示しませんが、承っております。

3. 提出意見及び提出意見に対する考え方等

別紙のとおり

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見公募の実施結果について(別紙)

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
再生可能エネルギー全体に関する御意見		
1	再生可能エネルギーを推進すべき。	第7次エネルギー基本計画(令和7年2月18日閣議決定)では、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していくこととされています。これは、現時点で単独の完璧なエネルギー源は存在せず、特定のエネルギー源に過度に依存することはリスクが高まるため、多様な電源構成が重要であるとの考え方に基づくものです。エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造を実現するためには、S＋3Eの大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。
	地球温暖化対策として、再生可能エネルギー供給者の送電設備使用料は、無料でいいだろう。 また電気代・ガソリン代の補助金が火力発電や原子力に支払われているは、全く環境対策にならない。 再生可能エネルギー供給者および使用者に補助金を回して、熱機関・温室効果ガス排出機関である発電方式（火力・原子力・輸入バイオマス・ガス火力・輸入水素など）は反対に徴税をかけるべきだ。 温暖化問題は一刻を争う状況だという事を、思い出して頂きたい。	
2	再生可能エネルギーを推進すべきでない。	このような考え方の下、再生可能エネルギーについては、エネルギー政策の原則であるS＋3Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながらその導入を促してまいります。
	2040 年度エネルギーミックスにおいて、再エネ比率は約4～5割程度と示されましたが、現実的ではないと思います。電気代が暴騰して、国民生活が大打撃を被ると思います。 地域との共生が書かれてますが、現状でも業者による強引な環境破壊とソーラーパネル設置が問題視されてます。なおかつ再エネ比率は約4～5割程度に上げるとなると、共生どころか事態はさらに悪化すると思います。	
太陽光発電への支援の在り方についての御意見		
3	支援の対象外とするにあたり、駆け込み申請に厳格に対応すべき。	再生可能エネルギーの導入にあたっては地域との共生が大前提です。このため、FIT/FIP制度では、認定要件として関係法令の遵守を求めるとともに、周辺地域の住民との適切なコミュニケーションを図るため、周辺地域の住民への説明会等の実施を認定要件としています。加えて、不適切な案件に対する現地調査も実施しており、こうした調査等を通じて関係法令への違反が確認された場合には、行政指導やFIT/FIP交付金の一時停止措置、認定取消し等の措置を厳格に講じているところです。また、FIT/FIP制度の認定事業者に対し、事業実施後の太陽光発電設備の解体・撤去や適正な処理のための費用の積み立てを求めることで、発電事業者の責任において適切な廃棄を促しております。こうした取組を通じて、適切な事業の実施を促すとともに、不適切な事業に対しては、引き続き厳格に対応してまいります。
	■意見内容 事業用太陽光発電(地上設置)を2027年度以降、支援対象外とする改正案に全面的に賛成します。あわせて、既存案件への指導強化と、駆け込み申請の厳格な排除を強く要望します。 ■理由 これまで各地で見られた山林の斜面を強引に切り拓く開発は、土砂災害リスクの増大や景観破壊という「負の外部経済性」を招いてきました。地域住民の安全を脅かす無責任なオーナーや事業者の利益を、国民負担である賦課金で支え続ける必要はありません。支援停止を前にした2026年度の「駆け込み認定」を阻止するため、関係法令の遵守状況や地域共生の実態を厳格に審査してください。また既認定案件に対しても立入検査等の指導を徹底し、管理不全な場合は即時の認定取消しを検討すべきです。将来のパネル放置を防ぐための廃棄費用積立についても、土地所有者の原状回復責任を含めた厳格な運用を求めます。真に地域と共生できる再エネ政策への転換を断固支持します。	
4	地域共生が図られた形で導入される太陽光発電については支援を継続・重点化すべき。	なお、FIT/FIP制度の認定申請にあたっては、あらかじめ電気事業者の接続の同意を得ていること、再エネ発電設備の設置場所の使用権原を有するかこれを確実に取得できると認められること、一定の許認可を得ていることなど、当該再エネ発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれることが認定要件として求められます。また、上記のとおり、周辺地域の住民との適切なコミュニケーションを図るため、認定申請の3ヶ月前等の時期に説明会等を実施することも認定要件として求めています。加えて、2026年度においては、出力250kW以上の地上設置太陽光は入札対象となることから、入札の募集容量の範囲内でのみ認定が行われることとなります。こうした規律等により、制度を適切に執行してまいります。
	2027/4/1から太陽光発電事業(屋根設置事業除く)において、10kW以上の区分が削除されるとのことだが、これまでは検査済証の写し(台帳記載事項証明書にて代用可)等の書類を提出できない場合は、野立て区分にて認定を受けていた。省令改正以降は、発電設備の全てを屋根に置くものの当該資料を申請時又は運転開始前に提出できなければ、再エネ特措法におけるFIT/FIP認定は受けることができなくなってしまうのか。また、営農型や溜池等の水上設置は、現状野立て区分にて認定を受けている。こちらFIT/FIP認定は受けることができなくなってしまうのか。	
	・意見内容: 支援の重点化を進める「地域共生が図られた形で導入がされる太陽光発電」の対象については、例えば、 ●ゴルフ場跡地・駐車場など、既に人為的に改変された既造成地を活用し、環境への改変が少ない案件 ●営農中の農地(一時転用許可を取得した営農型)や荒廃農地を対象として、農業経営の持続とエネルギー生産が両立している案件 ●地域内での自家消費率が30%以上の地産地消型の案件 ●自治体との協定(MoU)を結んでいる案件や自治体の再エネ条例プロセス(検討委員会等)を経ている案件、 などは、地域共生が図られた形で導入が進んでいる太陽光発電設備であり、地域への負担が限定的であるため、2027年度以降も支援の重点化をお願いしたい。 ・理由: 一律で事業用太陽光を支援対象から外してしまうと、今後大いに普及拡大を期待する対象に対して足枷となる可能性があり、結果、エネルギー基本計画を踏まえた再エネ導入目標の達成が難しくなると思われます。 したがって、地域共生が図られた案件については支援の重点化をお願いしたく、具体的な対象は以下の通りです。 ・既造成地:森林の追加伐採や土地改変がないこと等を踏まえると、環境影響が限定的で地域共生上の課題が少ないものと想定 ・営農型発電事業等:市町村の農業委員会から農地転用許可(一時転用許可)を取得する必要があるが、また、一時転用許可を更新する際にも農業委員会からの審査を受けるものと想定 ・自治体との協定案件/地産地消型案件:自治体や地域からの理解を得て事業化を進めた案件であり、地域共生上の課題は少ないものと想定	
	支援の重点化を進める「地域共生が図られた形で導入がされる太陽光発電」の対象について、 ・ゴルフ場跡地・駐車場など、既に人為的に改変された既造成地を活用し、環境への改変が少ない案件 ・営農中の農地(一時転用許可を取得した営農型)や荒廃農地を対象として、農業経営の持続とエネルギー生産が両立している案件 ・地域内での自家消費率が30%以上の地産地消型の案件 ・自治体との協定自治体と協定(MoU)を結んでいる案件や自治体の再エネ条例プロセス(検討委員会等)を経ている案件等は、地域共生が図られた形で導入が進んでいる太陽光発電設備であるため、2027年度以降も支援を継続いただきたい。	地域共生が図られた形で導入が期待される太陽光発電の類型等や、支援の重点化を行う対象等については、「令和8年度以降の調達価格等に関する意見(令和8年2月5日調達価格等算定委員会)」に基づき、来年度の関係審議会において、具体的な検討を行う予定です。

バイオマス発電に関する御意見

輸入バイオマス等を利用するバイオマス発電を支援すべきでない。	
【意見の要旨】天然林から植林地への転換(森林減少)を伴うバイオマス燃料を制度から完全に排除し、ライフサイクルGHG算出において土地利用変化(LUC)による炭素放出をより厳格に反映させるべきである。 【意見の理由】 土地利用変化(LUC)による炭素放出の厳格な評価: 現在、インドネシア等で計画されているバイオマス用植林地開発の中には、荒地地と称しながら実際には生態系豊かな二次林を皆伐している例がある。天然林や二次林を伐採して植林地へ転換する場合、貯蔵されていた炭素が大量に放出される。この「炭素負債」をGHG算出に正確に反映させなければ、2050年ネットゼロ目標との整合性は取れない。 「森林減少」を伴う燃料の除外: 天然林を皆伐して作成されたペレットは、たとえ再植林が計画されていても、一時的な炭素放出が極めて大きく、GHG削減効果が石炭火力より悪化する場合がある。このような「森林減少(Deforestation)」を伴う燃料は、FIT/FIP制度の対象から一律に除外すべきである。 第三者認証の信頼性と現地確認の義務化: 書類上の認証(FSC/PEFC等)があるからといって、現地で不適切な伐採が行われていないとは限らない。特にゴロンタロ州のような大規模開発事例では、衛星データやNGOによる報告を公的に参照し、疑義がある場合には事業者の詳細なトレーサビリティの証明と現地調査を義務付けるべきである。 「貴重な森林資源をエネルギーとして利用する場合、発電効率の低い『発電専用』の施設はFIT/FIPの対象から外すべきである。総合エネルギー効率が高い『熱電併給(CHP)』、かつ地域熱利用が確立されている案件に限定することで、資源の浪費と不必要な森林破壊を抑制すべきだ。」 「バイオマス発電の燃料は、他用途のない『真の廃棄物系バイオマス』に限定すべきである。本告示案のGHG算定基準において、エネルギー利用のために意図的に栽培・伐採される燃料(天然林の転換を伴うものを含む)は、土地利用変化による炭素放出量が極めて大きいため、FIT/FIP制度の対象から完全に除外すべきだ。未利用の地域資源(廃棄物)の活用こそが、本来あるべきバイオマス政策の姿である。」	
【意見の要旨】 本改正案は、天然林から植林地への転換(森林減少)を伴うバイオマス燃料の利用を事実上放置しており、パリ協定や2050年ネットゼロ目標と根本的に矛盾する。制度の適格性を確保するため、バイオマス発電を「熱電併給」かつ「他用途のない廃棄物」に限定し、森林破壊を助長する輸入燃料をFIT/FIP制度から排除すべきである。 【具体的な意見と理由】 土地利用変化(LUC)に伴う「炭素負債」の厳格な算定義務化 案では輸送や加工の排出のみに焦点が当たっているが、天然林や二次林を皆伐して植林地へ転換した際に放出される膨大な土壌・樹木の炭素(炭素負債)が考慮されていない。この炭素負債をGHG算定に組み込まない限り、石炭火力より排出量が多い「偽りの再エネ」を国民の賦課金で支援することになり、制度の正当性が失われる。 「森林減少(Deforestation)」を伴う燃料の即時排除 現地の法的許可があるからといって、天然林を破壊して作成されたペレットを容認すべきではない。たとえ再植林が計画されていても、一時的な炭素放出が極めて大きい。土地利用変化を伴うバイオマス燃料は、いかなる認証があっても一律に制度対象外とすべきである。 バイオマスの「熱電併給(CHP)」限定と高効率化の義務化 発電効率が30%程度と低い「発電専用」の施設は、貴重な森林資源を無駄に浪費している。エネルギー効率が80%を超える「熱電併給(CHP)」施設、かつ地域での熱利用が確立されている案件に限定して支援を行うべきである。 「廃棄物バイオマス」への限定とカスケード利用の徹底 エネルギー利用のために新たに木を伐る(燃料専用の植林)モデルは、資源循環の原則に反する。バイオマス燃料は、製材端材や下水汚泥、食品廃棄物などの「他用途がない真の廃棄物」に限定すべきである。 第三者認証(特にSBP認証)の盲信に対する警告 案が示す認証(FSC、PEFC、GGL、SBP等)の取得のみをもって持続可能と見なすべきではない。特に業界主導のSBP認証は、天然林転換や炭素負債の評価が極めて甘い。	
森林伐採には、もっと厳しい基準を設けなくてはなりません。人間は本当に必要な最低限の木を使わせていただきながら、自然と共生しなくてはなりません。一度壊してしまったら、自然環境をとりもどすのは容易ではありません。	
森林伐採には慎重にならなくてはなりません。森も人も、いのちが変わりありません。綺麗事を言うつもりはありません。森を維持しなければ、人も減びます。木を切るのであれば、敬意を持って、必要最低限にしくはなりません。森を壊せば、人の生活も壊れます。	
1. 「森を壊していない」の基準が甘すぎます もともとあったジャングルや森を全部切って、新しく「木を植えるための畑」に変えることは、立派な「森林破壊」です。たとえその国の政府が「切っていいよ」と言っているでも、一度壊した森はすぐには元に戻りません。もともと豊かな森だった場所から来た燃料は、絶対に認めないでください。 2. 木を燃やすときに出るCO2をちゃんと計算してください 木を燃やして電気をつくるとき、実はたくさんのCO2(地球を熱くするガス)が出ています。今のルールでは「木を植えれば、将来CO2を吸ってくれるからゼロになる」と言っていますが、吸い取るまでには何十年もかかります。今すぐCO2を減らさないといけないのに、これでは地球温暖化を早めてしまいます。 3. エネルギーを無駄にしないでください 今の大きな発電所は、電気をつくるだけで、残りの半分以上の熱をそのまま捨てています。これは、せっかくの木の命を無駄にしているのと同じです。電気をつくるだけでなく、そのときに出る「熱」もお風呂や工場の温水として全部使い切るような、無駄のない仕組みだけにしてください。 4. わざわざ木を伐るのではなく、余ったものだけ使ってください バイオマス発電は、家をつくった後の余りクズや、食べ残しのゴミなど、本当なら捨てしまうものを燃やすべきです。電気をつくるために、わざわざ遠い国の森の木を伐って運んでくるのは、順番が逆です。 5. 「マーク(認証)」があるから安心、と思い込まないでください 「これは良い木です」というマークがついている燃料でも、実はこっそり森を壊していたり、そこに住む人たちの暮らしを壊していることがあります。書類やマークだけを信じるのではなく、現地の本当の様子をしっかり調べて、ダメなものダメだとはっきり言ってください。	
本年度より輸入木質バイオマスを新規認定対象外とする方針を強く歓迎します。今回の改訂での業者削減についても同様です。しかし一方、より踏み込んだ措置も不可欠です。まず既存案件への支援停止および厳格化を求めます。認定済み案件も段階的に支援を縮小し、環境破壊が確認された燃料は即刻、使用禁止とすること。そしてライフサイクルアセスメントによる排出量評価の導入。燃焼時の二酸化炭素をゼロとする評価を改め、伐採、加工、輸送、燃焼の全過程で排出量を算定すること。また、産地情報の公開と行政による信頼性の高い検査の義務化が必要。生産地域、工場名、現地の環境基準遵守状況などの透明化を支援継続の条件としてください。理由として、新規停止は妥当ですが、認定済みの膨大な案件が今後二十年も石炭以上の二酸化炭素を排出し、年間三千億円超の賦課金が海外流出し続ける構造は放置できないからです。私は六十か国以上の友人と交流していますが、カナダやインドネシアなどの原生林や動物のすみかが日本の再エネ名目で破壊されている事実に強い罪悪感を抱いています。国際社会で日本が資源搾取のバッドアクター、悪質な関与者となることは、市民の誇りを傷つけ、国際的な信頼も損ないます。排熱としてエネルギーの七割から八割を捨てる輸入バイオマス発電は、気候変動対策として不適格です。欧州連合などの政策転換に倣い、日本も偽りの再エネから真に撤退し、真に環境と倫理に配慮した国内再エネに賦課金を投じるべき	
もともとあった豊かな森を切り開いて作る木質バイオマスは認めないでください。バイオマス発電は、ゴミとして捨てられるものだけを使い、電気だけでなく「熱」も無駄なく使うものだけに限定してください。	
木材を燃料ではなく建築材として利用し、日本の建築100%国産化を目指してください。 燃料にするのは、建築材加工の過程で出るゴミと、木を大きく育てる際の間伐だけに、厳重に限定してください。 木は保水、土砂拡散防止、酸素供給と、人類全体の財産です。安直な利益は排除し、200年後に使用可能な木を育ててください。バイオマスなど、もってのほかです。	
背景 木質バイオマスはエネルギー効率が極めて悪く、非経済的でFIT法の支援なくしては成立しない。そのためFIT/FIP支援終了後の自立の目は立っておらず、調達価格算定委員会等でも、支援終了後の化石回帰等の懸念が議論されている状況である。 そのため、2026年度以降の新規FIT/FIP認定を1万kW以上で行わないことは極めて妥当であると言える。 しかし、これまで既に認定された膨大な数のバイオマス発電所については、今後もそのエネルギー効率の悪さと非経済性にも関わらずFIT/FIPによる支援が継続することになっており、それは電力消費者が支払う再エネ賦課金をこの非効率な発電方式に投入し続けるということに他ならない。 また、現在のFIT/FIPバイオマス発電では「持続可能性・合法性」が議論されているが、「カスケード利用の原則」が求められていない。木材を丸太のまま発電用燃料とすることはCO2排出量の面から見ても経済性から見ても合理的ではない。 また今後認定されないのは1万kW以上の発電所に限られ、主に国産材を燃料とする1万kW未満の木質バイオマス発電所は、今後も新たな認定が生じ得る。 意見 ・1万kW以上の新規認定を行わないことは優れた決断であると言える。 ・発電所の木材資源の有効利用の観点から、既存の1万kW以上のFIT/FIP認定バイオマス発電所に対しては、燃料の「カスケード利用」の徹底及び、「60%以上など高いエネルギー効率(段階的に引き上げる)」を義務付けるべきである。 ・この効率は発電のみでは達成不可能であり、熱利用を前提とする必要がある。 ・今後1万kW未満の発電所においても、新たな認定の際には上記を義務付けるべきである。	
バイオマス発電については、第7次エネルギー基本計画(令和7年2月18日閣議決定)において、「環境、社会・労働、ガバナンス、食料との競合、ライフサイクル温室効果ガスの排出量等の観点から持続可能性が確保されたバイオマス燃料の利用を求めていく。」「大規模なバイオマス発電については、安定的かつ持続可能な燃料調達の確保やコスト構造を踏まえた将来的な自立化の可能性が課題となっている中で、FIT・FIP制度による支援の在り方や、調達期間及び交付期間が終了した後のバイオマス発電事業の継続の確保について検討を進める。」といった基本的な方向性を掲げています。	
また、昨年度の調達価格等算定委員会では、大規模なバイオマス発電の取扱いについて検討が行われ、「令和7年度以降の調達価格等に関する意見(令和7年2月3日調達価格等算定委員会)」においては、「現在入札区分となっている一般木質等(10,000kW以上)及び液体燃料(全規模)は、2026年度以降、FIT/FIP制度の支援の対象外とする」旨が取りまとめられています。また、今年度の調達価格等算定委員会では、昨年度の議論も踏まえ、「令和8年度以降の調達価格等に関する意見(令和8年2月5日調達価格等算定委員会)」において、「バイオマス発電(一般木質(10,000kW以上)及び液体燃料(全規模))については、既認定案件であったとしても、2026年度以降に変更認定申請した際に、適用される調達価格/基準価格が変わる場合には、FIT/FIP制度の支援の対象外となる」旨が取りまとめられています。今般の改正は、これらの意見を踏まえ必要な改正を行うものです。	
さらに、FIT/FIP制度におけるバイオマス発電事業では、バイオマス持続可能性WGにおける専門的・技術的な検討等を踏まえ、例えば、「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)」において次の事項を定めています。FIT/FIP認定基準については、認定基準に適合しない場合、FIT/FIP認定の対象としない、又は、FIT/FIP認定の取消し等の対象となります。 ①輸入木質バイオマスの持続可能性について、輸入木材の流通等を所管する林野庁が策定した「発電利用」に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」や、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)」により確認することを求めることとしています。また、情報公開については、持続可能性を担保している第三者認証スキーム等の名称や燃料使用量等の公開を求めています。 ②農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性については、環境や社会・労働、ガバナンス等の観点から第三者認証スキームにより確認することを求めています。 ③輸入木質バイオマスや農産物の収穫に伴って生じるバイオマスに係るライフサイクル温室効果ガス排出量については、原則として、(1)燃料のサプライチェーン上の各社において、ライフサイクル温室効果ガス排出量を確認できる基準に基づく認証を取得した上で、基準値を下回ることを申告することに加えて、(2)当該基準を満たすことを担保している第三者認証スキームの名称の情報公開を求めています。	
その上で、バイオマス持続可能性WGにおいて、輸入木質バイオマスの持続可能性基準や2031年度以降のライフサイクルGHG基準の整理に向け、EUの動向等をフォローしつつ、日本における木材利用の実態等も踏まえ、引き続き検討を進めることとしています。	
なお、国内木質バイオマス燃料に関しては、第7次エネルギー基本計画にも記載しているとおり、国産木質バイオマス燃料の供給拡大に向け、関係省庁が連携し、林地残材等の更なる利用に向けた体制構築、各地域に適した早生樹や広葉樹等の育林手法等の実証、適正な再造林等を推進してまいります。	

風力発電設備の解体等積立金の積立に関する御意見		
6	内部積立てが認められた場合に積み立てるべき総額の取扱いについて。	再エネ特措法に基づく廃棄等費用積立制度において同法第15条の17の規定に基づき内部積立てが認められた場合に積み立てるべき総額は、同法第9条第4項の認定（同法第10条第1項の変更又は追加の認定を含む。）を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に記載の額です。
	風力発電設備において、廃棄等費用積立制度が導入されるとのことに関連して、当該制度における内部積立についてお伺いしたい。内部積立の認定を受けるにあたっては、廃棄等費用ガイドラインに記載のとおり、1・外部積立において積み立てるべき水準以上を積み立てる積立計画を作成し、これを公表すること、2. 定期報告時点でその水準以上の額を積み立てていることを報告する必要がある。この水準を算出する根拠となるのが、「廃棄等費用の想定額」であるが、この想定額が2025/4/1時点で変更になったと承知している。例えば、認定年度が2013年度の場合、その想定額が1.48万円/kWから1.5万円/kWへと変更されている。この場合に、例えば2024年度に内部積立が可能となった場合、既に1.48万円/kWで計算した積立計画を作成し公表しており、定期報告しているが、これでは再エネ特措法の内部積立の要件を満足することとなるのでしょうか。それとも満足しないために外部積立に強制移行されることになるのでしょうか。	
7	積立期間開始前に、内部積立てへ移行する方法について。	積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備が風力発電設備である場合における解体等積立金の積立期間の開始日は、以下のとおり規定する予定です。 ①調達期間又は交付期間が終了する日から起算して10年前の日が令和9年4月1日より前の日である場合 令和9年4月1日以降に最初に検針等が行われた日 ②①以外の場合 調達期間又は交付期間が終了する日から起算して10年前の日以降に最初に検針等が行われた日 その上で、内部積立を行うためには、再エネ特措法第15条の17の規定に基づき、同法第9条第3項に規定する事項が記載された再生可能エネルギー発電事業計画について、同条第4項の認定（同法第10条第1項の変更又は追加の認定を含む。）を受ける必要があることから、御指摘のように積立期間の開始時点から内部積立を行うためには、あらかじめ上記の認定申請を行った上で、積立期間の開始時点までに認定を受ける必要があり、手続に一定の期間を要することとなります。このため、改正案の概要においては、風力発電設備を廃棄等費用積立制度の対象とすることに関する改正に係る施行期日は令和9年4月1日としておりましたが、内部積立に係る認定申請や当該申請に対する審査・認定等に要する期間を踏まえ、当該改正に係る施行期日を令和8年10月1日に修正いたします（なお、積立期間の開始日については、上記のとおり、改正案の概要から変更ございません。）。 また、令和9年4月1日から一定期間内に積立期間が開始する案件については、令和8年10月1日からの正式な内部積立に係る認定申請の受付に先立って、内部積立に係る事前相談を受け付けることを予定しております。詳細は、別途、資源エネルギー庁HPIにおいてご案内いたします。
	P2に記載の「解体等積立金の積立期間」について、早い案件では令和9年4月から積立期間が開始される理解ですが、こうした案件が、令和9年4月に積立期間が開始する前に、内部積立の認定を受けることは可能でしょうか。	
調達価格・基準価格等に関する御意見		
8	運転開始前の案件のコスト構造も把握し、基準価格の算定に反映すべき。	今年度の調達価格等算定委員会では、今後のFIT/FIP制度における価格算定のあり方として、昨今のインフレによる建設費等の上昇が見られる中で、再生可能エネルギーの自立化を実現していくという制度の前提を踏まえ、各電源の特性を考慮しつつ、①自立化に向けた取組がなされているか、②コストデータの上昇について、当該電源の中でも事業が特に効率的に実施されている場合においても生じているものかを確認した上で、総合的に判断しながら足下のコストデータの上昇について適切に調達価格等/基準価格等への反映を行うこととして、「令和8年度以降の調達価格等に関する意見（令和8年2月5日調達価格等算定委員会）」が取りまとめられました。引き続き、調達価格等/基準価格等については、資本費・運転維持費・設備利用率など様々なコストデータに基づき、調達価格等算定委員会における議論を踏まえ、その意見を尊重して適切に設定してまいります。
	・意見内容： 運転開始前案件（設備認定後～建設中）の最新コスト構造を柔軟に把握し、基準価格の算定に反映する仕組みを構築していただきたい。 ・理由： 再エネ特措法上、基準価格は「再生可能エネルギー電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用」をベースに設定するとされており、また同費用については、再エネ特措法施行規則第5条第1項第6、7号に基づき再エネ事業者から定期報告される、「運開済案件の費用の実績値」をベースとしていると認識しております。 しかし、同実績値データと、現在開発中の案件が直面している費用の状況は異なり、運転開始前案件（設備認定後～建設中）の最新コスト構造を柔軟に把握し、基準価格の算定に反映させることで、さらなる精緻化の余地があると思われます（こうした措置を講じることで、再エネ事業への投資意欲向上並びに再エネの普及拡大に資すると考えられます）。	
9	物価変動リスクを基準価格に反映する仕組みを設けるべき。	本年度の調達価格等算定委員会の議論にて、近年の物価動向を考慮し、基準価格に反映頂けたことは、陸上風力発電の導入拡大の観点から大変歓迎いたします。 一方で、風力発電は開発から運転開始まで長期間を要する電源であり、運転開始済案件のデータに基づく現行の想定資本費（27.5万円/kW）と、現在開発中の案件が直面している世界的な資材高騰・為替変動との間には、看過できない乖離が生じています。将来の導入コストを基準価格に適正に反映する上で、現行のコストデータ収集では不十分だと考えられます。実態と乖離した価格設定は、事業予見性を損ない、カーボンニュートラル目標達成に向けた新規開発を停滞させる要因となります。また、この算定上のタイムラグはコスト下落局面において、国民負担を不適切に増加させるリスクも懸念されます。上記のような状況から、導入拡大と国民負担抑制の両立のためにも、以下を検討頂きたい。 ・運転開始前案件（設備認定後～建設中）の最新コスト構造を機動的に把握・価格算定に反映する仕組みの構築
	・意見内容： 洋上風力に限らず、陸上風力などの投資額が大きく、かつ事業期間が長い再エネ電源においても、物価変動リスクを基準価格に反映する「物価変動条項（エスカレ条項）」等を導入していただきたい。 ・理由： 「物価変動条項」は洋上風力において導入されているものでありますが、その導入背景としては、「大規模な洋上風力発電については、投資額が大きく、総事業期間も長期間となることを踏まえ、その電源投資を確実に完遂させる観点から・・・」と認識しております（参考資料:https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/pdf/027_01_00.pdf）。 上記背景を踏まえると、洋上風力同様に、陸上風力などの投資額が大きく、かつ事業期間が長い再エネ電源に関しても、その電源投資を確実に完遂させる観点から、「物価変動条項」を導入することで、さらなる精緻化の余地があると思われます（こうした措置を講じることで、再エネ事業への投資意欲向上並びに再エネの普及拡大に資すると考えられます）。	
10	系統連系費用の増加を基準価格に反映すべき。	本年度の調達価格等算定委員会の議論にて、近年の物価動向を考慮し、基準価格に反映頂けたことは、陸上風力発電の導入拡大の観点から大変歓迎いたします。 一方で、風力発電は開発から運転開始まで長期間を要する電源であり、運転開始済案件のデータに基づく現行の想定資本費（27.5万円/kW）と、現在開発中の案件が直面している世界的な資材高騰・為替変動との間には、看過できない乖離が生じています。将来の導入コストを基準価格に適正に反映する上で、現行のコストデータ収集では不十分だと考えられます。実態と乖離した価格設定は、事業予見性を損ない、カーボンニュートラル目標達成に向けた新規開発を停滞させる要因となります。また、この算定上のタイムラグはコスト下落局面において、国民負担を不適切に増加させるリスクも懸念されます。上記のような状況から、導入拡大と国民負担抑制の両立のためにも、以下を検討頂きたい。 ・陸上風力においても物価変動リスクを基準価格に反映する「物価変動条項（エスカレ条項）」等の導入
	調達価格算定に関連して、系統連系費用の増額傾向も反映すべき。 社会的な物価上昇が系統連系費用の増額を生じさせています。系統の増強が必要となる場合、一般負担となる範囲がありますが、一般負担には上限額が設定されています。ただ、一般負担の上限額は物価上昇が生じる前の価格で固定されたままになっています。一般負担の上限額を固定として物価上昇を加味しないのであれば、系統連系の費用として調達価格に考慮すべきと考えます。また、一般負担の上限額を変更する場合は、変更時点で工事が完了していない全ての発電所に対して適用すべきと考えます。東北北部の募集プロセスでは工事完了まで10年程度の工期が必要となっており、当該期間の物価変動について全く考慮されておらず、東北電力は一方向的に物価上昇の費用を発電事業者に請求しています。	

11	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件(平成29年経済産業省告示第35号)の一部改正告示の経過措置について。	「経過措置」③の変更認定は、バイオマス燃料の種類の変更であって、今般の改正により2026年度からFIT/FIP制度の支援対象外となるバイオマス燃料を追加する変更の認定、つまり、「木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるものを電気に変換する設備であって、その出力が一万キロワット以上のもの」又は「農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるものを電気に変換する設備(一般廃棄物発電設備及び産業廃棄物発電設備を除く。)であって、その出力が五十キロワット以上のもの」に該当する設備の区分等を追加する変更の認定を想定しておりましたが、今般の施行規則改正により当該設備の区分等が削除され、当該設備の区分等を追加する変更認定申請を行うことができなくなることから、「経過措置」③の規定は措置しないこととします。
	P9～10に記載の「経過措置」のうち、③の変更は、具体的にどのような変更を想定したのでしょうか。	